企画競争説明書

業務名称: モロッコ国スイラケディマ新世代漁港整備計画準

備調査

調達管理番号: <u>21a00811</u>

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」 とさせていただきます。

詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月4日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年11月4日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:モロッコ国スイラケディマ新世代漁港整備計画準備調査
- (2) 業務内容:「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - (〇) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
 - ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定):2022年1月 ~ 2022年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者:佐藤 Sato. Kazuaki@jica.go.jp

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
 - 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1)全省庁統一資格
 - 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格 要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼く ださい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」 及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年11月11日 12時
- (2) 提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

- 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
- 注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号 案件名」を記載ください。
- 注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3)回答方法: 2021年11月17日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2021年11月26日 12時
- (2)提出方法:

プロポーザル・見積書を、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」) なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格</u>納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3)提出先:

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

〔例:20a00123 ○○株式会社 見積書〕

本文:特段の指定なし

添付ファイル:「20a00123 〇〇株式会社 見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4)提出書類:

プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - ①自然条件調査
 - ②ステークホルダーへのヒアリングおよび漁港利用者対象の生計調査
- 3)以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨(MAD1) = 12.526円
 - b) US\$ 1 =111.364 円
 - c) EUR 1 =130.000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。 契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項 特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点 (100点満点中60点) を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ① 業務主任者/零細漁業開発/漁港運営
 - ② 漁港施設設計
 - ③ 施工・調達計画/積算
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.26 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

1)競争参加者の競争参加資格要件を確認。

- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を 開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年12月14日</u>までに<u>プロポーザル</u>に記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- 4)若手育成加点*
- ⑤価格点*

*4、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/corporate.html)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1)公表の対象となる契約相手方取引先 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ってい る。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)

(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

13 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (〇)本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が 実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントと して、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金 協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とし ます。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している 社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協 力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合 は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除 されます。
- ()本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- ()本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

14 その他留意事項

(1)配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザルの報酬
 - プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:零細漁業開発/漁港運営に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/零細漁業開発/漁港運営
- ▶ 漁港施設設計
- ▶ 施工・調達計画/積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/零細漁業開発/漁港運営】

- a) 類似業務経験の分野:零細漁業開発/漁港運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:全開発途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:漁港施設設計】

- a) 類似業務経験の分野:漁港施設設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:全開発途上国
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者:施工:調達計画/積算】

- a)類似業務経験の分野:施工・調達計画/積算に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:評価せず
- c) 語学能力: 評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6)通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

フロホーサル評価能点衣		
評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	9	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3)要員計画等の妥当性	4	
(4)その他(実施設計・施工監理体制)	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
	(30)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任	業務管理
	者のみ	グループ
① 業務主任者の経験・能力:業務主任者/零細漁業開発 /漁港運営	(30)	(12)
ア)類似業務の経験	12	5
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	5	2
エ)業務主任者等としての経験	6	2
オ)その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	_	(12)
ア)類似業務の経験	_	5
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション		_
イ)業務管理体制	1	6
(2) 業務従事者の経験・能力 :漁港施設設計	(15)	
ア)類似業務の経験	-	7
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ)語学力	3	
エ)その他学位、資格等	3	
(3)業務従事者の経験・能力:施工・調達計画/積算	(15)	
ア)類似業務の経験	10	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	
ウ)語学力	_	
エ)その他学位、資格等	ĺ	5

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「**脚注**」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、 契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と*受注者* 名(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「モロッコ国スイ ラケディマ新世代漁港整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

モロッコ王国(以下、「モロッコ国)または「当国」)は、3,500kmにわたる海岸線を有しており、水産セクターはGDPの2.5%を占め、間接雇用も含めて66万人の雇用(労働人口の5.7%)を生む重要な産業である(農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁(DPM)、Portrait de secteur de Pêche Maritime, 2015)。漁業生産量は、2019年は約146万トン(アフリカ第一位)であり、その94%は沿岸を中心とする零細漁業(3トン以下の漁船を操業する)によるものである。また、全漁民数約12万人のうち、47%は零細漁業に従事している(DPM、La mer en chiffre, 2021)。

現在、当国には、大・中規模漁港が22か所、小規模な零細漁港(VDP: Villages de Pêches及びPDA: Points de Débarquement Aménagés)が約40か所ある。零細漁民は主にVDP/PDAを中心に操業しているが、漁港内の混雑、水揚げ作業の機械化の遅れ、不十分な衛生・維持管理、水産物の品質劣化による価値の低下等の課題が指摘されている(マリノフォーラム21、「水産無償資金協力案件調査」報告書、2020)。

当国政府は、水産セクターのより持続的な発展のため、2009年に同セクターの2020年まで(現在延長中)の長期開発計画Plan Halieutis(PH)を策定し、①資源の持続的活用、②水産物の品質向上、③付加価値向上による競争力強化の三つの柱を掲げており、②においては水揚施設の整備や卸売市場の機能強化を優先事項としている。

スイラケディマ新世代漁港整備計画(以下、「本事業」という)の対象となる同港は、VDPに位置づけられ、1998年に我が国の無償資金協力を通じて建設された。その活用状況は良好であるが、建設当時に想定していた同港の漁船数150隻に対し、現状は約380隻が利用しており、施設が飽和状態にある。これにより、港湾内の混雑による危険性や水産物の汚染リスクが高まっている。また、同港では、高単価の魚種が水揚げされているが、輸出基準を満たす高度な衛生管理を想定していなかった既存施設では適切な水産物の品質管理が難しい。加えて、近年漁港周辺の沿岸域への観光客が増加しており、漁業の6次産業化の機運も芽生えているが、こうした訪問者の存在を新たな経済活動として取り込むには至っておらず、また、漁港内で訪問者の安全管理と水揚げ時の衛生管理を両立するための適切なゾーニングもなされていない状況にある。

本事業は、同港を高度衛生管理型の多機能漁港として拡張・再整備することを通じ、零細漁民の漁獲物を高付加価値な輸出用水産物として流通させ、さらには、漁

港の特性を活かした訪問客向けの施設(鮮魚直売所、休憩所、レクリエーション施設など)を取り込むことで漁民等の収入機会多様化と地域経済への貢献を目指すものであり、零細漁民の社会・経済的地位向上を重視する当国の水産政策上でも優先度の高い事業として位置づけられている。

第3条 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、スイラケディマ零細漁港の拡張・再整備を行うことにより、高度衛生管理による漁獲物の高付加価値化と観光との連携による漁港機能の多様化を図り、 もって同港及びその周辺の経済活動の強化・多様化に寄与するもの。

(2) 事業内容

- 1) 施設: 防波堤新設(130m)、既存防波堤延長(30m)、水揚岸壁新設(50m)、 護岸新設(60m)、高度衛生区画新設(埋立面積4,000㎡、うち卸売市場新設(1,000㎡)含む)、既存卸売市場の小売市場への再整備、漁具ロッカー・ 組合事務所/会議室新設(300㎡)、駐車場兼臨時船置場新設(1,000㎡)、 観光用テラス新設(300㎡)、船置場拡張(1,200㎡)・船揚場沖出し
- 2) 機材:製氷機
- 3) ソフトコンポーネント:品質管理、小規模ビジネス構築/流通、経営管理
- 4) コンサルティング・サービスの内容:詳細設計、入札補助、施工監理等

(3)対象地域(サイト)

マラケシュ・サフィ州サフィ県スイラケディマ

(4) 受益者

直接受益者:漁業者 2,400 人、仲買人 70 人間接受益者:水産関係者および零細漁民

(5) 関係官庁・機関

主管官庁/実施機関:農業·海洋漁業·農村開発·水·森林省海洋漁業庁(DPM)

第4条 業務の目的

無償資金協力(施設・機材等調達方式)の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業効果及び技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、モロッコ国政府から要請のあった「スイラケディマ新世代漁港整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務(調査)の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がモロッコ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1)調査手法及び調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。特に、下記(2)については、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

(2) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と 経験に基づき、具体的な提案を行うこと。

- 1) モロッコ国が、スイラケディマ漁港を「新世代漁港」のモデルとすることを想定していることを踏まえ、同港の施設計画においての衛生管理と漁港の多機能化を両立させるための計画方針と留意事項。なお、新世代漁港とは、高度衛生管理機能と6次産業化的機能を複合的に取り込んだものである。
- 2) 漁港の多機能化に関して、当該サイトの地域特性に即した施設構成(観光業との連携による施設、6次産業化に資する施設など)に加え、その他の多機能化の方策案(例えば、わが国の自然調和型漁港などの導入の可能性など)。
- 3) 漁港内既存施設の取り扱い方針(上記1)、2)の実現には、既存施設の改修による有効活用を最大限考慮しつつも、一部の施設は取り壊しが必要となる可能性もある)
- 4) 新世代漁港の運営維持管理に関する留意点。
- 5) 本事業では埋立や海洋土木施設の増設を予定しているが、想定される自然環境関連リスクとその確認方法(調査手法等)、リスクの緩和・回避策。

(3) 自然条件調査・サイト状況調査

自然条件調査・サイト状況調査は、事業計画の検討および精度を確保した概略事業費の積算に必要なサイトの状況調査(スイラケディマ漁港および周辺部)および気象、海象、海中地形、河川からの土砂流入等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・機材の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。また、以下のとおり、本事業により新設される施設・機材が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査項目を検討し、公開情報や当国の所有が想定される情報から確認可能な調査項目はその入手先を、本業務で計測・観測が必要な調査項目においては各調査項目の細目(調査方法、位置、数量、成果等)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。また、調査計画の策定にあたっては、「JICA環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

(4) 新規導入施設に係る法的な根拠

本施設で新たな導入が想定される施設や活動(例:漁港内での鮮魚小売り施設、漁協による経済活動の実施、観光客向け休憩施設など)については、現行の漁港関連法規との齟齬がないか慎重に確認する。

(5) 漁港内のゾーニング

本事業においては、高度な衛生管理を図りつつ、漁港を基盤とした新たな経済機会の取り込みを企図している。両機能の両立を図る上では港内における異なる関係者の動線管理が必要となると考えられることから、港内の適切なゾーニングに配慮する。

(6)機材仕様検討時の留意点

機材の仕様設定においては、既存漁港施設における現有機材、現地修理・補修業者等の技術レベル、メインテナンスの容易性(代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等)を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することの無いように留意する。

(7) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査(以下「第1次現地調査という)、②準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査(以下「概略設計協議」という)、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(8)計画内容の確認プロセス

本業務の目的の一つは、我が国の無償資金協力としての実施妥当性を示す計画策定である。そのため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。特に以下の5つの段階においては、日本側関係者が参加する会議を開催し、内容を確認する。なお、これらの会議については、受注者は協議・確認結果を議事録案として取りまとめ当機構に提出すること。

- 1) 第1次現地調査派遣前(対処方針会議) 「インセプションレポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向 性を協議、確認する。
- 2) 第1次現地調査帰国時(帰国報告会) 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取まとめ、これを基に基本 的な計画・設計の方向性を協議、確認する。第1次現地調査帰国後(設計・積 算方針会議)

本事業内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。

- 3) 概略設計協議派遣前(対処方針会議) 計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認 する。
- 4) 概略設計協議帰国時(帰国報告会) 先方政府と「準備調査報告書(案)」の協議の結果を報告する。

(9) 運営維持管理計画に関して

1)農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁(以下、DPM)が本事業の責任機関であり、漁港整備および運営維持管理には、水産公社(ONP)および港湾庁(ANP)、市をはじめとする地方自治体と密接に連携・協力して本事業の実施する必要がある。事業完了後の運営・維持管理責任機関については、引き続きDPMが担うことが想定されている。本業務及び本事業の実施機関と、本事業完了後の運

営維持管理責任機関が異なることから、両者の役割分担・引継ぎの体制を確認し、引継ぎが円滑に行われる様に留意する。また関係機関の許認可や責任分担などを事前に明確にする必要がある。加えて、実施段階を想定し、関係機関の間の合意内容は可能な限り文章で確認することとする。

- 2) 漁港に新たに付与される機能に関連した施設については、その運用方法につき先方関係機関と慎重な協議を行い、運用開始に向けたプロセスを詳細に確認する。それら新たな機能に関連した施設の運営に際し、ソフトコンポーネントによる対応が有効であると判断される場合はその内容について検討を行う。
- 3) 漁港整備後は、定期的な施設・機材の保守管理が必要となることが想定される。保守管理の体制及び運営について、モロッコ国側の計画を確認するとともに必要な体制について提言を行う。

(10) 施設·機材計画

施設・機材計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける漁船の運行 形態、水産物の流通状況、水産物取扱量、施設利用者数、その他受益者数、今後の 展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者の利便性、現地の電力事情、水資 源、環境社会への影響等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で新世代漁港整 備に係る最適の計画とする。また、代替案の比較においては各案の大まかなコス トを算出するとともに、費用対効果の検討を行う。

また本事業では、漁港の多機能化の文脈にて6次産業化に資する施設を計画しているため、本漁港を利用している漁民、仲買人、小売人、買い付け人等幅広くヒアリングを行い、また漁港利用者の家族構成及び世帯収入(生計調査)等の調査を行うことで、同漁港を直面する課題やニーズを把握し、まとめた上で事業計画へ反映させること。

(11) 環境影響評価

本事業の環境カテゴリは現時点で「B」に分類されている。本業務では「JICA環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画書の作成を行う。本事業以外にもDPNや環境省等が海外保全事業を実施している場合、本事業計画にあたっては、それらの機関と十分情報交換し、適切に計画に反映させる。本調査中に関係機関が漁港整備の計画について協議を行う三者合同協議の場を設け、これら他の計画と整合性のある施設整備を行う。また漁民や漁協といったステークホルダーへの対応が重要となるため、インタビューやステークホルダー会議を通じて、本事業に関する多様な意見を確認するともに、本事業の内容および想定される影響について、情報公開を含めて現地ステークホルダーに適切な説明を行い、理解を得るよう留意すること。特に、スイラケディマ漁港及びその周辺では、露店販売等漁民以外の多様な関係者が活動をしている可能性がある。これら関係者の意見について漏れなく聴収する。

報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

(12) ジェンダー・障碍者への配慮

本業務ではジェンダー主流化のためのニーズ、特に女性グループにおける生産活動・経済活動の現況を把握する。また先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダー視点を入れた検討を行う。例えば、女性グルー

プ向けの施設(簡易加工施設等)や女性に配慮した施設や設備(女性専用セクションの導入や女性トイレの設置)等、利用者の立場からの配慮に加え、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努める。

また、同国の法律を踏まえつつ、高齢者、障碍者等が施設を利用するための必要な施設側の配慮を検討する。

(13) 横断的事項(気候変動対策)の確認

気候変動対策の観点から、同国のNDCには、気候変動適応に対する同国予算の資金配分の重要性が説かれ、その具体策として長期開発計画Plan Halieutis (PH) について言及されている。漁港の拡張に際しては、気候変動の影響として水位の上昇、高潮等の気候リスクが予見されるため、本事業の案件形成に際し、気候リスクの特定・評価を行い、これを踏まえた適応オプションの検討を行う。具体的には、JICA Climate Fit (適応版) 1のPP.67 (港湾)を参照の上、気候リスクの評価及び右を踏まえた適応オプションの検討すること。

(14) モロッコ国における我が国の水産セクター支援との整合性の確保

我が国の対モロッコ国国別開発協力方針(2020年9月)における重点分野として「経済競争力の強化」が定められ、JICAは同分野で、「農水産業振興プログラム」を強化プログラムに指定している。また、対モロッコ王国JICA国別分析ペーパー(2014年11月)においても「農水産業」を優先分野とし、本事業はこれら方針、分析に合致する。我が国は、当国水産セクターを、これまで多様なスキームを用いて多数の支援を行ってきた。無償資金協力は、全22件供与しており、本事業との関連では、1998年度と1999年度に「スイラケディマ漁村開発計画」の第一期(549百万円)と第二期(438百万円)が供与されている。技術協力は、零細漁業振興、研究・開発等の分野で全18件実施してきた。2017年には水産分野で初めての円借款「海洋・漁業調査船建造事業」を供与。

スイラケディマ新世代漁港整備計画(以下、「本事業」という)は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、スイラケディマ零細漁港の衛生管理機能の向上及び多機能化を通じ、同港の経済活動の強化・多様化に資するものであり、零細漁港の多機能化を図る本事業を通じ、モロッコ国における「新世代漁港」のモデル化にも貢献することが期待される。SDGsゴール14に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高い。なお、我が国は当国と漁業協定を有しており、当該協定に基づき我が国まぐろはえ縄漁船が入漁しているため、外交的観点からも重要となっている。また、「大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議(COMHAFAT)」の中心国として、同機関を通じて西アフリカ諸国と我が国との協力を促進していることから、本事業の実施を通じ、二国間関係の強化や国際社会における日本のプレゼンス強化に寄与する。

第7条 業務の内容

_

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等(国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む)をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

¹ JICA Climate Fit: https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00001o9h2v-att/climate_fit_J.pdf

(1) インセプションレポートの作成等

- 1) 国内で入手可能な公開資料、統計データ等から、モロッコ国水産開発計画「Plan Halieutis」ほか関連の開発計画等、これらに関連する政策や計画を把握し、水産セクターに関する現状や、他ドナーの援助動向、本事業に関連する社会経済状況、本事業の全体像を把握する。
- 2) これまでモロッコ国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、同国当該分野で無償資金協力の実施に当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- 3) 事前に得られている先方政府の要望や専門家等による協議結果の内容等を詳細に分析したうえで、DPM とオンラインで協議を行い先方の要請内容等を確認する。なお、オンライン会議の開催に係る先方との調整は JICA より支援を行う。
- 4) 上記1)~3)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、当機構とも相談の上、インセプションレポート、質問票を作成する。インセプションレポート・質問票は、JICA モロッコ事務所を通じて事前配布を行う。

(2) インセプションレポートの説明、協議

JICA が派遣する調査団員(総括、計画管理)と協力し、インセプションレポート (調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を相手国 政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・目的、経緯、要請内容の確認

- 1) モロッコ国の国家開発計画、水産開発計画等を調査し、上位計画における水産資源管理や本事業の位置付けを確認する。
- 2) モロッコ国およびスイラケディマ漁港を対象とする水産セクターの基本統計、 データ、資料等を収集し、魚種別の漁獲量・水産物取扱量・輸出入量・輸出入 先、水産業従業者数、漁船数及び操業形態、水産物流通状況等、当該セクタ 一の現況を把握する。
- 3)スイラケディマ漁港における基本情報、すなわち利用漁船数、漁民数(季節的移動漁船・漁民数を含む)、仲買人数、小売人数、漁港利用者(家族構成及び世帯収入)、魚種別の漁獲量・水揚げ額、出荷先別(国外を含む)流通量、漁港運営の収支、各施設の利用状況、女性グループの活動等を把握する。併せて、受益者(対象とする漁業者と仲買人の属性(例:年齢層、男女、部族、社会的地位等))も確認する。
- 4) 地元の漁民組織の現状とその活動内容に関する情報を収集する
- 5) 漁港の混雑状況を示す数的な根拠(例:港外の停泊漁船数、水揚げ待ち時間、 漁民倉庫の利用状況等)を収集する
- 6) 漁港における水揚げ・荷捌き・せり・積込み等の各作業段階における衛生管理・労働安全上の問題を把握する。
- 7) 当地における氷および保蔵の二一ズを量的に把握する
- 8) 漁港内及び周辺における経済活動の状況を確認する
- 9)漁港周辺への訪問客の動向を可能な限り把握する(特に週末及び夏季のバカンス時期)

10) 上記1)~9)、および、相手国政府関係者の協議を通じて、本事業の政策的な位置づけ、事業の背景・目的、経緯を詳細に把握するとともに、要請内容の妥当性を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

DMP の組織・責務・権限・人員構成、近年の予算・財政状況、スイラケディマ漁港の運営維持管理体制を調査し、本事業の実施機関としてその体制に財政的、技術的に問題がないか確認する。問題が認められる場合はその対策を先方に提案し、適切な事業実施体制の構築について先方と協議する。

(5)調達事情調査

機材(製氷機)に関して、第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、アフターサービスの体制、消耗品・スペアパーツの調達及び流通事情等の現地調達事情を確認する。また現地のニーズや民間製氷業者との役割分担、収支(電気代・水道代と販売代金)、機材の維持管理能力及び維持管理予算の確保についても情報収集を行う。

(6)援助動向調査

主要な他ドナーの水産分野における援助動向(事業計画、実施状況等)を把握し、本事業との整合性や他機関との連携可能性、役割分担、教訓の反映等について整理する。

(7) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 3) ミニッツ案(仏文・英文)の作成に協力する。
- 4) 施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA モロッコ事務所に報告を 行う。

(8) 現地調査結果の報告

- 1) 「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」 (2015 年 4 月 改訂 版) を参照し、現地調査結果概要(和文) を作成する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する

(9) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009 年 3 月)」(以下、「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1)計画・設計の基本方針

関係機関との協議結果のほか、現地調査で明らかにした自然条件、機材・施設等の既存の関連施設・機材の状況や条件、現地の調達事情、実施機関の予算や体制、 漁港整備後の運営・維持管理予算や体制等を考慮し、機材および施設の設計条件、 設計で準拠する設計基準、要求性能、型式・規模・仕様の選定・設定方法を整理 する。基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される新規調査船の基本仕様を検討する。

2) 概略設計図

上記の結果を反映して設計された新規調査船の概略設計図を作成する。

- 3) 施工計画/調達計画(輸送計画含む)
- 上記を踏まえて、以下項目を検討する。
- 施工方針/調達方針
- 施工上/調達上の留意事項
- 施工区分/調達・据付区分
- 施工監理計画/調達監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 初期操作指導/運用指導等計画
- ソフトコンポーネント計画
- 実施工程

(10) 相手国側負担事項(免税手続き等)の確認

相手国負担事項(便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A 締結、A/P 発給、官公後の維持管理・運営等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計(DD)時にさらに精査・更新されていくものである。

(11) 税金情報の情報収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁・部局によっ て、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法 人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人 所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、 ⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国にお ける税目の名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受 注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手 続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問 題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件 を実施した経験のある本邦企業に対して、ヒアリングを行い、免税情報を収集する。 なお、これら免税情報はすでに免税情報シートとして取りまとめられているため、 調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手した上で必 要な情報のアップデートを行う。同アップデート情報は JICA 事務所にて蓄積して いくことが望ましいため、設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ 報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相 手、内容、連絡先等)も提出する。

(12) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の 概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力事業費算 定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や 過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものとなるよう留意する。 積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編(土木分野)(2019年10月版) 及び補完編(建築分野)(2019年10月版)を参照する。

2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討 概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(13) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。また、入手が可能な数値をもとにした指標を設定すること。指標の設定に際しては、第1次現地調査時点で適切な指標を整理し、JICAへ説明すること。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(14)協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたって懸案される事項、積み残し事項等をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略 設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(17) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について JICA に対して説明し、協議する。

(18) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をモロッコ国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、モロッコ国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(19) 準備調査報告書等の作成

モロッコ国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下 の成果品等を作成・提出する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3)機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Report の初版
- 6) 免税情報シート(更新版)

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とし、JICA 経済開発部へ提出する。なお、以下に示す部数は、 JICAに提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)業務計画書: 和文1部、電子データ

(2) インセプションレポート: 和文1部、仏文10部、電子データ

(3) 現地調査結果概要: 和文1部、電子データ

(4) 準備調査報告書(案):和文1部、仏文10部、電子データ

(5) 概要資料(案) : 和文1部、電子データ (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部、電子データ

(7)機材仕様書: 和文2部、仏文2部、電子データ

(8) 準備調査報告書: 和文(製本版) 8部及びCD-R1枚

(※完成予想図を含む) : 仏文(製本版) 18部及びCD-R3枚

: 和文(先行公開版) 3部及びCD-R1枚

- (9) デジタル画像集: CD-R2枚(デジタル画像40枚程度)
- (10) Project Monitoring Report の初版:仏文3部
- (11) 免税情報シート(更新版):和文1部、仏文1部、電子データ
- 注1)(1)業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2)(2)インセプションレポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め 日本出発前に仏文を作成し、JICAに提出する。
- 注3) (6) については、協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)及び機材編 を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを 参照することとする。
- 注4)準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業 者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を

- 公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。
- 注5)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。
- 注6)特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7)報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する こと。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必 ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

別紙1 事業サイト位置図

スイラケディマ新世代漁港整備計画 地図



第4章 業務実施上の条件

(1)業務工程

2022年2月上旬より国内事前準備を開始し、2022年2月下旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析(積算審査に要する期間を含む)を行う。上記現地調査の実施方法は第6条実施方針及び留意事項を参照のこと。2022年8月下旬に第二次現地調査(概略設計ドラフト説明(DOD))を実施する。2022年9月下旬までに概略設計・概要資料、2022年12月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約20.78人月(現地:8.83人月、国内:11.95人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案 してください。

- ① 業務主任者/零細漁業開発/漁港運営(2号)
- ② 漁港施設設計(3号)
- ③ 海洋土木/自然条件調査
- ④ 水産物物流/機材計画
- ⑤ 施工・調達計画/積算(4号)
- ⑥ 環境社会配慮/ジェンダー配慮
- (7) 通訳(仏語)

注)通訳:本調査には通訳(仏語)を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

- (3) JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)
 - 1) 現地調査
 - ① 団員構成:総括、計画管理
 - ② 調査行程:約10日間
 - ③ 目的:相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本事業の目的、協力 範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りま とめる。
 - 2) 概略設計協議
 - ① 団員構成:総括、計画管理
 - ② 調査行程:約10日間
 - ③ 目的:準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(4) 現地再委託

「自然条件調査」および「ステークホルダーへのヒアリングおよび漁港利用者対象の生計調査」については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。なお、現地再委託にあっては、「コンサルタン

ト等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。また、上記以外で、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要があるものについては、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(5)配付資料/公開資料等

1)配付資料

なし

2) 公開資料

関連資料として、以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA ホームページおよび JICA 図書館にて閲覧可能です。

「モロッコ王国 スイラケディマ漁村開発計画基本設計調査報告書」 https://openjicareport.jica.go.jp/890/890_411_11483195.html

(6) その他留意事項

1)安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネ ガル事務所、在モーリタニア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うととも に、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分 に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段 等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意す る。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は2021年8月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成すること。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

2) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を 実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタント として、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される 業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサル タント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2019年4月)の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

3) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

4)複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

5) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上